

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|-------|---------------|-----------|----------|
| 薩摩川内市 | 隈之城地区 | 令和3年1月22日 | |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 296.7ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 226.0ha |
| ③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計 | 95.8ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 69.4ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 4.3ha |
| (備考) | |

2 対象地区の課題

| |
|---|
| 今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、当地区では65.1ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。 |
| 農道の幅員が狭く、大型機械の進入ができず、機械作業が困難な農地が多い。また、農道が生活道路化している道路もあり、農作業時に非農家の住民等との対応に苦慮することがある。 |
| 水田における水稻以外の作付等の活用が困難である。また、畑作の活用度は高いが、連作障害への対策などで、より効率的な畑のローテーションが必要である。 |

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|--|
| 地区内の農地利用は、中心経営体である認定農業者8経営体や認定新規就農者1経営体、基本構想水準到達者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。 |
|--|

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

| |
|---|
| 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。併せて、ジャンボタニシの発生状況を把握し、地域全体での駆除体制の構築に取り組む。 |
| 水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、地元の水利組合などと連携しながら適切な農地の維持管理に取り組む。 |
| 将来の経営農地の集約化を目指し、農地を中間管理機構に貸し付けていくよう同機構の制度についての周知徹底に取り組む。 また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな借り手への付け替えを進めることができるよう、同機構を通じて中心経営体への貸付けを図る。 |
| 米、麦等の土地利用型作物以外に新たな作物の導入を検討し、新たな産地化が可能か、関係機関と連携し、研究する。 |
| 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地区内の未整備区域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。併せて、小規模な農地の合筆や農道・水路等の農地環境の更新も検討を図る。 |
| 地区住民の住居が隣接する農地における営農活動について、住民や農道利用者等の理解や協力が得られるよう地域内の相互理解に努める。また、ポジティブリスト制度を遵守し、近隣への農薬飛散の防止や残留農薬の低減に努める。 |